

議案第 2 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成27年6月18日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

理 由

名護商工高等学校及び開邦高等学校の学科改編を行うため、沖縄県立高等学校管理規則を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律・抄

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立名護商工高等学校の項中「生産システム科」を「機械システム科」に改め、同表沖縄県

立開邦高等学校の項中 「理数科」「英語科」を 「学術探究科」「芸術科」に改める。
芸術科」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 沖縄県立名護商工高等学校の生産システム科は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、なお存続するものとする。

- 3 沖縄県立開邦高等学校の理数科及び英語科は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、なお存続するものとする。

規則案の概要説明

課名 県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の概要及び必要性

- (1) 沖縄県立名護商工高等学校の生産システム科について、近隣中学校へのアンケート結果から学科名が何を勉強する学科なのかが、分かりにくいという意見が寄せられ、当該校で慎重な審議を重ねた結果、学科名を機械システム科へ名称を変更することになり、平成28年4月1日から学科名を生産システム科から機械システム科に変更するため沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する必要がある。
- (2) 沖縄県立開邦高等学校においては、理数科で文系大学に進学する生徒が、毎年25%強(30名以上)が存在することや現行の専門教科科目主体の教育課程では、生徒・保護者の多様な進路実現の要求に充分応えることができないことから、平成28年4月1日から沖縄県立開邦高等学校の理数科及び英語科を改編し、学術探究科を設置するため沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 別表第1(第3条関係)の沖縄県立名護商工高等学校の生産システム科を機械システム科に改め、沖縄県立開邦高等学校の理数科及び英語科を学術探究科に改める。
- (2) この規則は平成28年4月1日から施行する。

4 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
新	旧	新	旧
沖縄県立 名護商工高等学校	名護市大北 名護商工高等学校	沖縄県立 名護商工高等学校	名護市大北 名護商工高等学校
沖縄県立 開邦高等学校	南風原町字 新川 沖縄県立 開邦高等学校	沖縄県立 開邦高等学校	南風原町字 新川 沖縄県立 開邦高等学校